保証人になっていただく方への情報提供について

民法第 465 条の 10 の規定により、お客さまが事業のために債務を負う(借入れ等)場合は、その債務(以下、「主債務」といいます)を保証していただく方(以下、「保証予定者」といいます)に対して、<u>お客さまから以下の①~③の情報を提供していただく必要があります</u>。

〇 保証予定者に提供するお客さまの情報について

情報	提 供 内 容
①財産および収支の状況	・お客さまの財産の状況および収支の状況について情報提供してく ださい。
	※ 例えば、決算や税務申告等の際に作成する資料(計算書類(貸借対照表・損益計算書等)、確定申告書、収支報告書等)等を提供することが考えられます。ただし、その資料作成後、保証予定者の保証契約締結可否の判断に影響を及ぼす事項(債務の履行に支障となる事項等)がある場合は併せて情報提供してください。
②他の債務の状況	・お客さまが主債務のほかに、当金庫や他の金融機関、企業等に対して負っている債務の有無、債務を負っている場合には、その額および履行状況について情報提供してください。
	※ 例えば、貸借対照表において負債として記載されている債務について、その内訳を情報提供することも考えられます。※ 個人事業主の方は、個人で負担する住宅ローン等についても併せて情報提供してください。
③担保提供の状況	・主債務の担保や保証としてすでに提供しているもの、今後提供 する予定のものがあれば、その内容について情報提供してくだ さい。
	※ 例えば、ある土地に抵当権を設定するのであれば、その内容を情報 提供してください。※ 例えば、主債務について、保証予定者以外の保証人(他の保証予定 者を含む)がいる場合は、その保証の内容を情報提供してください。

○ 情報提供が行われたことのご確認について

お客さまおよび保証予定者には、保証契約を締結するまでの間に、情報提供が行われたこと を確認させていただきます。

また、当金庫の判断により、情報提供に用いられた資料の写し等のご提出をお願いする場合があります。

※ 保証予定者に対して実際には情報提供をしない、事実と異なる情報を提供する―等により、当金庫に損害が生じたときは、お客さまにその責任を負っていただくことがありますのでご注意ください。

以 上